

「シニアネット福岡」会員の会費金額と会費納入に関する規則

目的：本規則はシニアネット福岡の定款第7条3項における会費の金額及び会費納入の方法について規定するものである。

1、正会員の会費

(1) 会費金額 正会員の会費の金額は、年3,000円とする。

ただし、当該年度の新入会員については、下記金額とする。

- ・ 4月から7月までの新入会員の金額 3,000円
- ・ 8月から11月までの新入会員の金額 2,000円
- ・ 12月から3月までの新入会員の金額 1,000円

(2) 会費納入期間

会費の納入期間は、当該年度の前期末月の3月1日から3月31日の間とする。

(3) 会費納入の告知

会費納入の告知は、シニアネット福岡のML上で納入期間前、及び納入期間中に随時「お知らせ」をする。

(4) 会費納入方法

会費納入方法は、原則として郵便振替口座宛の振込とする。

(郵便振替口座番号は、前項3の「お知らせ」に掲載する)

(5) 会費の返還

納入された会費は、途中退会等の事由があっても定款10条により返還しない。

2、賛助会員会費

(1) 会費金額

賛助会員会費は、1口5,000円とする。

ただし、賛助会員の加入口数は、当該、最低2口以上とし、それ以上の希望口数は制限しない。

(2) 賛助会員加入年度は、4月1日に始まり翌年3月31日の1年とし、

中途入会者の初年度会費は、月数按分計算とする。

〈付記〉平成19年7月11日 制定

〈付記〉平成29年7月11日 改定

〈付記〉令和2年7月11日 改定